

## 体育施設運用ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染拡大防止及び利用者の安全確保のため、施設利用にあたっては、下記の留意事項を遵守のうえ、施設利用を認めることとする。

当運用は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた施設利用許可方針」（赤磐市教育委員会）を準用する。

### ■留意事項

- ・「密集」、「密閉」、「密接」のうち、2つ以上の条件が重ならない活動であること
- ・利用者に、発熱や風邪、体調がすぐれない者などの体調不良者がいないこと
- ・新型コロナウイルス感染流行地域からの参加が見込まれる大会及び活動等でないこと
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、活動を行うこと
- ・利用日ごとに、チェックリスト及び参加者名簿を作成し、各自で保管すること
- ・施設利用後は、用具・設備などの消毒を行うこと
- ・当体育施設にて、全国規模又は岡山県外からの参加が見込まれる大会等を開催する場合、主催者はあらかじめ施設管理者又はスポーツ振興課へ申し出ること。
- ・1,000人を超えるような大会等の開催にあたっては、その開催要件等について、施設管理者又は主催者から岡山県に相談すること。

### 補足事項

#### ①使用上の注意事項

- ・代表者は、利用者全員の体調管理を行うこと
- ・感染が確認された場合（感染の疑いがある場合）は、至急スポーツ振興課まで連絡すること  
赤磐市教育委員会 スポーツ振興課 TEL：086-955-0738（直通）
- ・各利用者の手洗い、咳エチケット（マスク着用など）の徹底を行うこと
- ・使用後の用具、設備などの消毒を行うこと（ドアノブ、ベンチなどの多くの人が触れる箇所、ボールなどのスポーツ用具、モップなどの清掃道具やグラウンド整地道具など）
- ・屋内体育施設、トイレ及び休憩スペースなどの換気（1時間に10分以上の換気）を行うこと。

#### ②その他：運用期間

- ・上記は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止予防ガイドライン」および「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた施設利用方針」に基づき、当面の間の体育施設の運用方針とする。